

せ玉ひ御髻に黒御鬢を掛け玉ひしにて、御髮の形狀を推量すべし。

〔萬葉考別記二〕上つ代には、男の髮は頂に二ところゆひ、女は頂に一所にゆひつと見ゆ、

〔古事記上〕於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黃泉國○中故刺左之御美豆良○三字以音湯津津間櫛

之男柱一箇取闕而燭一火入見之時○下

〔古事記上〕故於是速須佐之男命言、然者請天照大御神將罷乃參上天時、山川悉動、國土皆震、爾天

照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來由者、必不善心、欲奪我國耳、即解御髮、纏御美豆羅而、乃於左

右御美豆羅、

〔古事記傳七〕御髮は美加美と訓すべし、古書にみな美久志と訓を附たり、中古の書にも、おほむ

後の稱なるべし、此事さて上代の女の髮の様は、師○賀茂の萬葉註に委く見えたり、然るに今

こ、に解と有を、書紀には、結髮とある解と結とを違へるに似たり、故猶考に、まづ凡て女は年

長ナミナリて髮あぐるは、上代よりの儀なるに、飛鳥淨御原宮御宇十一年の詔に、自今以後男女悉結髮

とあるを思ふに、上代に結アゲと云しは、本を一にあつめ舉て結ユヒて、其末は後へ垂たりけむを、彼詔

に結とあるは、頭上に結結て髻と成を云ふなるべし、髻とは一に縮たるを云なり、かの男のさ

て、同十三年には、女年四十以上、髮之結不結任意也とありて、又十五年の詔に、婦女垂髮于背猶

如故とあるは、又かの上代よりの風の如くせよとなり、故に此十五年の詔以後の万葉の歌に

も、髮あぐることを多くよめるは、かの本を結ことにて、末は垂なれば、彼詔に違ふことなし、さ

て此に解トキとあるは、かの本を結たる所を解なり、神功皇后の解髮とあるも是なり、然るを或説

へるは強説なり、書紀に結とあるは、末の垂れたるを舉てなり、か、れば言は異れども、實は同

〔日本書紀神代〕天照大神素知其神○素戔暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、吾弟之來、豈以善意乎、